

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">令和 5年 6月 15日</p> <p>（あて先）豊中市長</p> <p style="text-align: right;">提出者 住 所 大阪市中央区船越町2丁目4-12 氏 名 株式会社NIPPO関西支店 執行役員支店長 田口 和男 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 06-6942-6125</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	株式会社NIPPO 関西支店 豊中市管内事業場
事業場の所在地	豊中市管轄区域内
計画期間	令和 5年4月1日～令和 6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D06 総合工事業
②事業の規模	6,000万円（豊中市管内分）
③従業員数	2,041人（全社）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ○汚泥 処理業者（脱水・固形化等）へ委託（再生資源化） ○がれき類 処理業者（破碎）へ委託（再生砕石として再資源化） ○ガラス・陶磁器くず 中間処理業者（破碎）へ委託（再生資源化） ○廃プラスチック 中間処理業者（破碎・圧縮・熔融）へ委託（再生資源化） ○木くず 処理業者（破碎）へ委託（チップ材として再生資源化） ○金属くず 中間処理業者（破碎・圧縮）へ委託（再生資源化） ○建設系混合廃棄物（安定型・管理型） 処理業者（選別・破碎）へ委託（再生資源化）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙①管理体制のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	がれき類（その他がれき類）
	排出量	8.000 t	24.000 t
	（これまでに実施した取組） ○工事による産業廃棄物の発生の抑制は、排出量を抑制した設計の推進を図っている。 ○設計・計画以上の産業廃棄物の発生を極力抑制するよう努めている。 ○再利用出来る梱包材の使用を求め、梱包ごみの発生を抑制するよう努めている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	がれき類（その他がれき類）
	排出量	5.000 t	20.000 t
	（今後実施する予定の取組） ○上記の取組を維持し、さらに強化する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 産業廃棄物を工事の規模、工期等の条件に合わせて可能な限り分別を実施した
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 建設系混合廃棄物の発生時の分別を、可能な限り分別を実施していく

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

がれき類 (コンクリート塊)	がれき類 (アスファルト・コンクリート塊)	建設系混合廃棄物 (安定型)	建設系混合廃棄物 (管理型)
0.000 t	1859.000 t	0.000 t	0.000 t

②計画

がれき類 (コンクリート塊)	がれき類 (アスファルト・コンクリート塊)	建設系混合廃棄物 (安定型)	建設系混合廃棄物 (管理型)
10.000 t	1000.000 t	0.000 t	1.000 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	がれき類（その他がれき類）
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	（これまでに実施した取組） 実施した取組みは無い		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	がれき類（その他がれき類）
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 実施する予定の取組みは無い		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	がれき類（その他がれき類）
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
（これまでに実施した取組） 実施した取組みは無い			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	がれき類（その他がれき類）
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
（今後実施する予定の取組） 実施する予定の取組みは無い			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

がれき類 (コンクリート塊)	がれき類 (アスファルト・コンクリート塊)	建設系混合廃棄物 (安定型)	建設系混合廃棄物 (管理型)
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t

②計画

がれき類 (コンクリート塊)	がれき類 (アスファルト・コンクリート塊)	建設系混合廃棄物 (安定型)	建設系混合廃棄物 (管理型)
— t	— t	— t	— t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

がれき類 (コンクリート塊)	がれき類 (アスファルト・コンクリート塊)	建設系混合廃棄物 (安定型)	建設系混合廃棄物 (管理型)
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

②計画

がれき類 (コンクリート塊)	がれき類 (アスファルト・コンクリート塊)	建設系混合廃棄物 (安定型)	建設系混合廃棄物 (管理型)
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	がれき類（その他がれき類）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） 実施した取組みは無い		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	がれき類（その他がれき類）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 実施する予定の取組みは無い		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	がれき類（その他がれき類）
	全処理委託量	8.000 t	24.000 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t
	再生利用業者への処理委託量	8.000 t	24.000 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t
	（これまでに実施した取組） 出来る限り再生利用（リサイクル）業者を選定するとともに、委託基準やマニフェスト交付義務の法令を遵守した上で、処理を委託。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

がれき類 (コンクリート塊)	がれき類 (アスファルト・コンクリート塊)	建設系混合廃棄物 (安定型)	建設系混合廃棄物 (管理型)
— t	— t	— t	— t

②計画

がれき類 (コンクリート塊)	がれき類 (アスファルト・コンクリート塊)	建設系混合廃棄物 (安定型)	建設系混合廃棄物 (管理型)
— t	— t	— t	— t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

がれき類 (コンクリート塊)	がれき類 (アスファルト・コンクリート塊)	建設系混合廃棄物 (安定型)	建設系混合廃棄物 (管理型)
0.000 t	1859.000 t	0.000 t	0.000 t
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
0.000 t	1859.000 t	0.000 t	0.000 t
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	がれき類 (その他がれき類)
	全処理委託量	5.000 t	20.000 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t
	再生利用業者への処理委託量	5.000 t	20.000 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t
(今後実施する予定の取組) 可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減を図る			
※事務処理欄			

②計画

がれき類 (コンクリート塊)	がれき類 (アスファルト・コンクリート塊)	建設系混合廃棄物 (安定型)	建設系混合廃棄物 (管理型)
10.000 t	1000.000 t	0.000 t	1.000 t
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
10.000 t	1000.000 t	0.000 t	1.000 t
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙①管理体制

産業廃棄物の処理に係る管理体制図

役割	支店	統括責任者	関西支店 取締役執行役員支店長
		産業廃棄物担当部署	環境安全・品質保証グループ
	支店環境・品質保証委員会	<ul style="list-style-type: none"> □ 産業廃棄物に関する検討 ○ 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、年度計画的な廃棄物輸送を行う上で必要な事項を検討する ○ 委員長:支店長 委員:委員長が指名した者 ○ 事務局:環境安全品質保証グループ 	
		産業廃棄物統括管理責任者(環境安全・品質保証グループ課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理方針の周知(本社決定事項) ○ 排出事業場の委託契約業者の事前確認・承認 ○ 産業廃棄物に関する勉強会の策定・実施 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 電子マニフェストの運用状況確認・指導
	出張所・工事事務所	廃棄物処理管理責任者(排出事業所長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理計画の策定 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 処理業者・再生利用業者の調査・選定及び管理 ○ 委託契約豪奢の承認申請 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 社員・協力業者に対する教育・啓発 ○ その他関係する事項

